会則改定（ティップネス会則）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）ティップネス会則（2019.10.01改定）	（旧）ティップネス会則（2018.11.01改定）
第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑤過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑥次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を 提示できる外国籍を有する方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑦次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第6条(会員証) ①会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証もしくは本クラブが発行するリストバンド型IC タグ「TIP GEAR(ティップギア)」を入退館時に提示いただきます。尚、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。 ②会員は会員資格を喪失したときは、会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。	第6条(会員証) ①会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。尚、会員は本クラブが発行するリストバンド型IC タグ「TIP GEAR(ティップギア)」を入退館時に提示いただく施設を利用するときも、会員証を必ず携帯するものとします。 ②会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
第8条(退会) ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第8条①と同様です。	第8条(退会) ①会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。 会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。
第10条(会員の休会) ①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ②休会会員は、本人の申し出により随時復会できます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1 ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。	第10条(会員の休会) ①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ②休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。 また、1 ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。
第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポ レーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありませ ん。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを廃止したとき。	第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポ レーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し 込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費 を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済 について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理 由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありませ ん。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを閉業したとき。
第15条(同伴ビジター・ビジター) ①会員が同伴した、会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同伴した会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。 ②会社は、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ③同伴ビジターおよびビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。	第15条(同伴ビジター・ビジター) ①会員が同伴した,会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同伴した会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。 ②会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ③同伴ビジターおよびビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。
第24条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2)行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③予め予定されている休館は、原則2 週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。 ④施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4) の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。	第24条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2)行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ③予め予定されている休業は、原則2 週間前までに告知します。但し、②(1) および②(2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。 ④施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4) の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。
第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第25条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知し、会員は利用する施設を近隣の本クラブの施設に変更することができるものとします。また、通知にもかかわらず、連絡が取れなかった会員については、継続して本クラブへの在籍を希望しているものとし、利用施設を本クラブの近隣の施設に変更することができるものとします。 第26条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第26条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第27条(個人情報保護)
第27条(会則の改定)　※条項番号の変更	第28条(会則の改定)
第28条(告知方法)　※条項番号の変更	第29条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。
法人月会費制会員特則（2019.10.01改定）	法人月会費制会員特則（2018.04.01改定）
会則における特則 法人月会費制会員は、ティップネス会則に次の事項を追加いたします。 第1条 　ティップネス会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。 第2条 　ティップネス会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 　会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 　本特則は2019年10月1日より適用します。 　本特則に定めのない事項は、全てティップネス会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス	会則における特則 法人月会費制会員は、会則に次の事項を追加いたします。 第1条 　会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、必ず会員本人が、退職または脱退月の25日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人 の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。 第2条 　会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 　会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 　本特則は2018年4月1日より適用します。 　本特則に定めのない事項は、全て会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス

会則改定（ティップネス・キッズ）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）ティップネス・キッズ会則（2019.10.01改定）	（旧）ティップネス・キッズ会則（2018.11.01改定）
『備考』 ティップネス・キッズ会則記載の「クラブ」の一部表記を「スクール」に改定（第19条・第21条・第23条、第27条を除く）、「コース」の表記を「クラス」（第9条・第13条・第26条）に改定いたします。	
第1条(定義) 本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という) が運営するティップネス･キッズ(以下総称して｢本スクール｣という) に適用されるものとします。また、会社が運営する全ての施設を総称して「本クラブ」という。なお、外国語との対訳形式による本会則におい て、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合 には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。	第1条(定義) 本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という) が運営するティップネス･キッズ(以下総称して｢本クラブ｣という) に適 用されるものとします。また、外国語との対訳形式による本会則におい て、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合 には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。
第2条(目的) 本スクールの会員が、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持･増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。	第2条(目的) 本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持･増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。
第3条(会員) ①本スクールは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設を利用することができます。 ②本スクールはサービスの一部を、会社が運営するウェブサイト「iTIPNESS(アイティップネス)」にて提供し、会員は｢iTIPNESS 利用規約｣に同意の上､｢会員登録者｣となることにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。尚、会員資格喪失のときは同時に｢iTIPNESS(アイティップネス)｣のサービス利用資格も喪失します。 ③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。 ④会員の責任事項は全て親権者の責とします。	第3条(会員) ①本クラブは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたキッズ 会員(以下会員という) で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用 することができます。 ②本クラブはクラブサービスの一部を、会社が運営するウェブサイト「iTIPNESS(アイティップネス)」にて提供し、会員は｢iTIPNESS 利用規約｣に同意の上､｢会員登録者｣となることにより、コンテンツ提 供サービスを利用することができます。尚、会員資格喪失のときは同 時に｢iTIPNESS(アイティップネス)｣のサービス利用資格も喪失し ます。 ③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定 の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。 ④会員の責任事項は全て親権者の責とします。
第4条(入会資格) 本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ①0歳以上15歳以下で、親権者が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②親権者が暴力団･暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者自ら保証する方。 ③入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④｢他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない｣と会社が判断した方。 ⑤本人または親権者が過去に本スクールで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑥次のいずれかに該当した場合、本スクールが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・本人または親権者に刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・一人で参加できない方。 ・同伴者が妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ①0歳以上15歳以下で、親権者が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②親権者が暴力団･暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④入会の際、親権者が、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。 または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。 ⑤｢他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない｣と会社が判断した方。 ⑥本人または親権者が過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑦次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ･本人または親権者に刺青、ファッションタトゥーがある方。 ･集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ･身体的障がい、傷病などにより施設を一人で利用できない方。 ･同伴者が妊娠している方。 ･上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第7条(会員証) ①会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。 ②会員は会員資格を喪失したときは、親権者の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。	第7条(会員証) ①会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し 入退館時に提示いただきます。 ②会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は親権者の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
第8条(諸会費･諸料金) ①会員は会社が定めた諸会費･諸料金を所定の方法で、所定の期日に 会社に納入しなければなりません。 本スクールは会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費･諸料金の納入を認める場合があります。 この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。 ②諸会費･諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費･諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。 ③諸会費･諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定め ます。 ④利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。 ⑤会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃もしくは諸会費･諸料金等の金額を 変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとしま す。 ⑥月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。 ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退 会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法により いずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法 令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。 尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。	第8条(諸会費･諸料金) ①会員は会社が定めた諸会費･諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費･諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代 理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。 ②諸会費･諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費･諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。 ③諸会費･諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。 ④利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月 迄は、月会費のお支払いが必要となります。 ⑤会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の 変動に応じて、会員種類の改廃もしくは諸会費･諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとしま す。 ⑥月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未 払い分の月会費は支払わなければなりません。 ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退 会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法 令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。
第9条(クラスの受講) ①会員は店舗毎に定められたクラスを受講しなけ ればなりません。(クラスの内容、開講日時、料金、会員の受講資格については 別途定めます。) ②会員は、会社が別途定める振替制度に則り、クラスの振替受講ができるものとします。振替受講を希望する場合は、会社指定日までに 届けるものとします。	第9条(コースの受講) ①会員は店舗毎に種目とクラスにより構成されるコースを受講しなけ ればなりません。(コースの内容、料金、会員の受講資格については 別途定めます。) ②会員は、会社が認めた場合に限り、コースの振替受講ができるもの とします。振替受講を希望する場合は、会社指定日までに届けるものとします。
第10条(退会) ①会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本スクールは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、親権者はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②親権者来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。	第10条(退会) ①会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、親権者はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等親権者の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。
第15条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポレー ション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し込んだ 会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由の如何に 関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本スクール・本クラブを廃止したとき。	第15条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポレー ション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し込んだ 会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由の如何に 関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを閉業したとき。
第17条(会員外利用者) 会社は、会員以外の方(以下会員外利用者という)に本スクールの見学、施設･サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。	第17条(会員外利用者) 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下会員外利用者という)に本クラブの見学、施設･サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設･サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。
第18条(諸規則の厳守) 会員は本スクール参加・本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、従業員の指示に従っていただきます。	第18条(諸規則の厳守) 会員は本クラブ施設･サービス利用に際して、本会則および会社が別 途定める規則、注意事項を厳守し、本クラブでは従業員の指示に従っ ていただきます。
第19条(入場禁止、退場) 会社は下記の項に該当する会員または同伴者に入場禁止、退場を命じることができ ます。 ①本会則および諸規則を遵守しない方。 ②暴力団･暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力。 ③刺青、ファッションタトゥーを露出した方。 ④酒気を帯びている方。 ⑤集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ⑥会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。 ⑦正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。 ⑧過去に本スクール・本クラブで除名の通告を受けた、または除名処分となったことがある(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した 方を含む)、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。 ⑨第23条で禁止されている行為を行った方。	第19条(入場禁止、退場) 会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場を命じることができ ます。 ①本会則および諸規則を遵守しない方。 ②暴力団･暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力。 ③刺青、ファッションタトゥーを露出した方。 ④酒気を帯びている方。 ⑤集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ⑥会社が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した方。 ⑦正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。 ⑧過去に本クラブで除名の通告を受けた、または除名処分となったことがある(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったこと により除名処分となったことがある方。 ⑨第23条で禁止されている行為を行った方。
第20条(損害賠償) ①本スクール参加・本クラブ施設利用に際して本人または第三者に人的･物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。 ②会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。	第20条(損害賠償) ①本クラブの施設利用に際して本人または第三者に人的･物的事故が 生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。 ②会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。
第21条(盗難) 会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難･毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難･毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。	第21条(盗難) 会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難･毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難･毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
第22条(紛失物･忘れ物･放置物) ①会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償･補償等の責を負いません。 ②忘れ物･放置物については、原則として2週間保管した後、処理させ ていただきます。	第22条(紛失物･忘れ物･放置物) ①会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社は一切 損害賠償･補償等の責を負いません。 ②忘れ物･放置物については、原則として2週間保管した後、処理させ ていただきます。

会則改定（ティップネス・キッズ）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

第23条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員または同伴者による次の行為を 禁止します。 ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた 盲導犬、介助犬および聴導犬を除く) ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ④許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。 ⑥他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社を誹謗、中傷すること。 ⑦許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。 ⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の 暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑨痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑩他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。 ⑪正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑫他人の施設利用を妨げる行為。 ⑬支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。 ⑭その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。	第23条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を 禁止します。 ①動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた 盲導犬、介助犬および聴導犬を除く) ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ③施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ④許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や 持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。 ⑥他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 ⑦許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等 の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。 ⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の 暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すな ど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑨痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑩他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー 行為。 ⑪正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑫他人の施設利用を妨げる行為。 ⑬支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。 ⑭その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。
4.スクール営業	4.施設営業
第26条(クラスの休講) 会社は運営上、開講が困難な事由が生じたとき、クラスを休講することがあります。休講分の受講権利は、振替権利の付与もしくは諸会費・諸料金の充当をいたします。	第26条(コースの閉鎖) 会社は次の理由により、コースの閉鎖をすることがあります。 ①コースが定員に満たなかったとき。 ②運営上、開講が困難な事由が生じたとき。
第27条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができんないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③予め予定されている休館は、原則2 週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。	第27条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ③予め予定されている休業は、原則2 週間前までに告知します。但し、②(1) および②(2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。
第28条(本スクール・本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本スクール・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本スクールの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第28条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の閉鎖や廃止等が行なわれたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の施設を閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の閉鎖や廃止が行なわれた場合、会社はその旨を会員に通知し、施設利用の終了ないし本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。 第29条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第29条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第30条(個人情報保護)
第30条(会則の改定)　※条項番号の変更	第31条(会則の改定)
第31条(告知方法)　※条項番号の変更	第32条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。

2019年8月1日
株式会社ティップネス

会則改定（法人登録会員）新旧対比表

（新）法人登録会員会則（2019.10.01改定）	（旧）法人登録会員会則（2018.11.01改定）
第4条(登録資格) 本クラブの法人登録会員に登録する資格を有する方は、契約法人の役員・従業員及び役員・従業員の家族に限定され、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16 歳以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。（libéryに関しては、16 歳以上の女性に限ります。） ②登録にあたり契約法人の承認を得た上で、法人登録会員として登録を希望する方。 ③暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ④登録に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度登録資格を認めた方。 ⑦次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において登録資格が認められ、登録条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(登録資格) 本クラブの法人登録会員に登録する資格を有する方は、契約法人の役員・従業員及び役員・従業員の家族に限定され、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16 歳以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。（libéryに関しては、16 歳以上の女性に限ります。） ②登録にあたり契約法人の承認を得た上で、法人登録会員として登録を希望する方。 ③暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ④登録に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度登録資格を認めた方。 ⑦次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において登録資格が認められ、登録条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第6条(会員証) ①会社は法人登録会員に対して会員証を発行します。法人登録会員が本クラブの施設を利用するときは、会員証を入退館時に提示いただきます。なお、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。 ②法人登録会員は会員資格を喪失したときは、法人登録会員の責任において、契約法人に会員証を返還するもしくは、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。	第6条(会員証) ①会社は法人登録会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、法人登録会員が本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。 ②法人登録会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は法人登録会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
第12条(資格喪失) 法人登録会員は次の場合に法人登録会員としての資格を喪失します。 ①契約法人が退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②契約法人たる法人を退職または脱退したとき。 ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを廃止したとき。	第12条(資格喪失) 法人登録会員は次の場合に法人登録会員としての資格を喪失します。 ①契約法人が退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②契約法人たる法人を退職したとき。 ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを閉業したとき。
第14条(同伴ビジター・ビジター) ①法人登録会員が同伴した法人登録会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同伴した法人登録会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。また、同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。 ②会社は、法人登録会員以外の方(以下会員外利用者という) に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。	第14条(同伴ビジター・ビジター) ①法人登録会員は、法人登録会員が同伴した法人登録会員以外の方(以下、同伴ビジターという)に施設・サービスをご利用いただくことができます。尚、この場合同伴ビジターは、同伴した法人登録会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。また、同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。 ②会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下会員外利用者という) に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。
第23条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。	第23条(休館) ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ③予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、② (1) および② (2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。
第24条(本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第24条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を契約法人に通知し、契約法人は利用する施設を近隣の本クラブの施設に変更することができるものとします。 第25条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第25条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第26条(個人情報保護)
第26条(会則の改定)　※条項番号の変更	第27条(会則の改定)
第27条(告知方法)　※条項番号の変更	第28条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。

会則改定（FASTGYM24会則）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）FASTGYM24会則（2019.10.01改定）	（旧）FASTGYM24会則（2018.11.01改定）
第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 18才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑤過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑥次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 18才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ②暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑦次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第6条(会員証・ セキュリティカード) ①セキュリティカードは会員が本クラブの施設を利用するときの本人認証を行なうためのカードであり、会社は会員に対してセキュリティカードを発行しこれを会員証とします。 会員はセキュリティカードを必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。また、セキュリティカードは諸手続きの際に提示いただきます。 ②会員が会員資格を喪失し、無効となったセキュリティカードは、返却の必要はありません。 ③会員はセキュリティカードを紛失したとき、盗難にあったとき、破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。 ④セキュリティカードを他人に貸与、譲渡することはできません。セキュリティカードは会員本人のみが使用できるものとし、万一他人に貸与した場合は第12条⑧により除名とします。	第6条(セキュリティカード) ①セキュリティカードは会員が本クラブの施設を利用するときの本人認証を行なうためのカードであり、会社は会員に対してセキュリティカードを発行しこれを会員証として貸与します。会員はセキュリティカードを必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。また、セキュリティカードは諸手続きの際に提示いただきます。 ②会員が会員資格を喪失し、無効となったセキュリティカードは、返却の必要はありません。 ③会員はセキュリティカードを紛失したとき、盗難にあったとき、破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。 ④セキュリティカードの所有権は当クラブに帰属し、他人に貸与、譲渡することはできません。セキュリティカードは会員本人のみが使用できるものとし、万一他人に貸与した場合は第12条⑧により除名とします。
第8条(退会) ①会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25 日迄(休業日の場合は前営業日) に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第8条①と同様です。	第8条(退会) ①会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25 日迄(休業日の場合は前営業日) に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。退会時滞納している料金は、会社が定める支払い方法にて、退会手続き前にお支払いいただきます。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。
第10条(会員の休会) ①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ②休会会員は、本人が施設の受付時間に来店し所定の手続きをすることにより随時復会できます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1 ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第10条①と同様です。	第10条(会員の休会) ①会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ②休会会員は、本人が施設の受付時間に来店し所定の手続きをすることにより随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1 ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受付けられません。
第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会 員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。 ①退会したとき。 ②会員が株式会社ジャックスへ申し込んだ集金代行・保証委託契約に ついて、株式会社ジャックスより契約不成立、解除または無効の通知 を受理したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡する ことはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを廃止したとき。	第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。 ①退会したとき。 ②会員が株式会社ジャックスへ申し込んだ集金代行・保証委託契約に ついて、株式会社ジャックスより契約不成立、解除または無効の通知 を受理したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡する ことはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤本クラブを閉業したとき。
第21条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。 ①セキュリティカードを他人に貸与すること。 ②会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場させること。 ③運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。 ④動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲 導犬、介助犬及び聴導犬を除く) ⑤刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ⑥施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ⑦許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑧本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持 ち出し。落書きや造作をすること。 ⑨所定の場所以外での排泄行為。 ⑩他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 ⑪許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等 の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体 加入の勧誘を含む) や政治活動、署名活動をすること。 ⑫他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴 力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮 る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑬痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑭他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー 行為。 ⑮正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑯支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。 ⑰他人の施設利用を妨げる行為。 ⑱その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。	第21条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を 禁止します。 ①セキュリティカードを他人に貸与すること。 ②会員の入館と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入館させること。 ③運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。 ④動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲 導犬、介助犬及び聴導犬を除く) ⑤刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ⑥施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ⑦許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑧本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持 ち出し。落書きや造作をすること。 ⑨所定の場所以外での排泄行為。 ⑩他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 ⑪許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等 の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体 加入の勧誘を含む) や政治活動、署名活動をすること。 ⑫他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴 力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮 る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑬痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑭他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー 行為。 ⑮正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑯支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・ サービスを利用する行為。 ⑰他人の施設利用を妨げる行為。 ⑱その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。
第24条(施設の利用制限と休業) ①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 (5)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。 (6) その他、会社が休業が必要と判断したとき。 ②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。 ③施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1) 〜 (6)の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1)月間10営業日以上（2月は9営業日以上）施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。	第24条(施設の利用制限と休業) ①本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 (5)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。 (6) その他、会社が休業が必要と判断したとき。 ②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、①(1)(2) および①(5) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。 ③施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1) 〜 (6)の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1)月間10営業日以上（2月は9営業日以上）施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。
第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合をすることがあります。 ①気象、災害等により休業し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第25条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知し、会員は利用する施設を近隣の本クラブの施設に変更することができるものとします。また、通知にもかかわらず、連絡が取れなかった会員については、継続して本クラブへの在籍を希望しているものとし、利用施設を本クラブの近隣の施設に変更することができるものとします。 第26条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第26条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第27条(個人情報保護)
第27条(会則の改定)　※条項番号の変更	第28条(会則の改定)
第28条(告知方法)　※条項番号の変更	第29条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。
FASTGYM24法人月会費制会員　特則（2019.10.01改定）	**法人月会費制会員特則（2018.04.01改定）**
会則における特則 法人月会費制会員は、FASTGYM24会則に次の事項を追加いたします。 第1条 FASTGYM24会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。 第2条 FASTGYM24会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2019年10月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全てFASTGYM24会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス	会則における特則 法人月会費制会員は、会則に次の事項を追加いたします。 第1条 会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、必ず会員本人が、退職または脱退月の25日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。 但し、入院、転居等会員本人 の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。 第2条 会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2018年4月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全て会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス

会則改定（libéry会則）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）libéry会則（2019.10.01改定）	**（旧）libéry会則（2018.11.01改定）**
第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の女性で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑤ 過去に会社の運営する全施設および本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑥ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の女性で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④ 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥ 過去に会社の運営する全施設および本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑦ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第6条(会員証) ① 会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を入退館時に提示いただきます。なお、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。 ② 会員は会員資格を喪失したときは、会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。	第6条(会員証) ① 会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。 ② 会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ②本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第8条①と同様です。	第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。本クラブは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ② 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。
第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②除名されたとき。 ③死亡したとき。 ④本クラブを廃止したとき。	第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②除名されたとき。 ③死亡したとき。 ④本クラブを閉業したとき。
第15条(ビジター) ① 会社は、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ② ビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。	第15条(ビジター) ① 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ② ビジターについても施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。
第24条(休館) ① 本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始)とするほか、施設点検日を定期休館とします。 ② ①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③ 予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。 ④ 施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4) の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。	第24条(休館) ① 本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始)とするほか、施設点検日を定期休館とします。 ② ①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ③ 予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、②(1) および②(2)の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。 ④ 施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4) の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。
第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第25条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブの統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブの全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブの統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知しするものとします。 第26条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第26条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第27条(個人情報保護)
第27条(会則の改定)　※条項番号の変更	第28条(会則の改定)
第28条(告知方法)　※条項番号の変更	第29条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。
libéry法人月会費制会員　特則（2019.10.01改定）	**法人月会費制会員特則（2018.04.01改定）**
会則における特則 法人月会費制会員は、libéry会則に次の事項を追加いたします。 第1条 　libéry会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。 第2条 　libéry会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 　会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 　本特則は2019年10月1日より適用します。 　本特則に定めのない事項は、全てlibéry会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス	会則における特則 法人月会費制会員は、会則に次の事項を追加いたします。 第1条 　会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、必ず会員本人が、退職または脱退月の25日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人 の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。 第2条 　会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 　会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 　本特則は2018年4月1日より適用します。 　本特則に定めのない事項は、全て会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス

会則改定（HOTLUX会則）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）HOTLUX会則（2019.10.01改定）	（旧）HOTLUX会則（2018.11.01改定）
第4条(入会資格) HOTLUX の入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の女性で、妊娠しておらず、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、HOTLUXの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑤過去に会社の運営する全施設およびHOTLUX で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑥次のいずれかに該当した場合、HOTLUX が別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。	第4条(入会資格) HOTLUX の入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 16才以上の女性で、妊娠しておらず、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、HOTLUXの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④ 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。 ⑤「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥ 過去に会社の運営する全施設およびHOTLUX で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 ⑦ 次のいずれかに該当した場合、HOTLUX が別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・ 身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
第6条(会員証) ① 会社は会員に対して会員証を発行します。会員はHOTLUX の施設を利用するときは、会員証もしくはHOTLUXが発行するリストバンド型ICタグ「TIP GEAR(ティップギア)」を入退館時に提示いただきます。尚、会員は必要に応じて会員証を提示するものとします。 ② 会員は会員資格を喪失したときは、会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。	第6条(会員証) ① 会社は会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員はHOTLUX の施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。尚、会員はHOTLUXが発行するリストバンド型IC タグ「TIP GEAR(ティップギア)」を入退館時に提示いただく施設を利用するときも、会員証を必ず携帯するものとします。 ② 会員は会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③ 紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。 ④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。
第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。HOTLUX は手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ② 本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第8条①と同様です。	第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。HOTLUX は手続きの際《退会ご確認書》を交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ② 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。
第10条(会員の休会) ① 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたりHOTLUX を利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ② 休会会員は、本人の申し出により随時復会できます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③ 本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第10条①と同様です。	第10条(会員の休会) ① 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたりHOTLUX を利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ② 休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。 ③ 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。
第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポ レーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し 込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を 支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済に ついて契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由 の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤HOTLUXを廃止したとき。	第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①退会したとき。 ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポ レーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し 込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を 支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済に ついて契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由 の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③除名されたとき。 ④死亡したとき。 ⑤HOTLUXを閉業したとき。
第15条(ビジター) ① 会員が同伴したか否かに関わらず、HOTLUX会員以外（以下、ビジターという）の利用はできません。但し、ビジターであっても、「HOTLUX 参加規約」を承認の上、体験者としてお一人一回のご利用、もしくは回数券を購入することにより利用することができるものとします。利用時には、別途定めるHOTLUX料金を支払わなければなりません。 ② 会社は、ビジターにHOTLUXの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ③ 体験者および回数券を購入しての利用者についてもHOTLUX 利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。	第15条(ビジター) ① 会員が同伴したか否かに関わらず、HOTLUX会員以外（以下、ビジターという）の利用はできません。但し、ビジターであっても、「HOTLUX 参加規約」を承認の上、体験者としてお一人一回のご利用、もしくは回数券を購入することにより利用することができるものとします。利用時には、別途定めるHOTLUX料金を支払わなければなりません。 ② 会社は、特に必要と認めた場合、ビジターにHOTLUXの見学、施設・サービスを利用させることができます。 ③ 体験者および回数券を購入しての利用者についてもHOTLUX 利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。
第24条(休館) ① HOTLUX は別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ② ①の休館のほかHOTLUXは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③ 予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。 ④ 施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4)の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。	第24条(休館) ① HOTLUX は別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ② ①の休館のほかHOTLUXは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ③ 予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、②(1) および②(2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。 ④ 施設の一部分の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、②(1)(2)(3)(4)の事由による休館店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休館店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上（2月は9営業日以上）全館休館した場合は、休館した日数分を日割り計算し返金いたします。
第25条(HOTLUXの廃止・統合) 会社は次の理由により、HOTLUXの全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 HOTLUXの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、HOTLUXの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第25条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情によりHOTLUX の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社はHOTLUXの全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。HOTLUX の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知し、会員は利用する施設を近隣のHOTLUXに変更することができるものとします。 第26条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、HOTLUX を閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第26条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第27条(個人情報保護)
第27条(会則の改定)　※条項番号の変更	第28条(会則の改定)
第28条(告知方法)　※条項番号の変更	第29条(告知方法)
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。
HOTLUX法人月会費制会員　特則（2019.10.01改訂）	**法人月会費制会員特則（2018.04.01改定）**
会則における特則 法人月会費制会員は、HOTLUX会則に次の事項を追加いたします。 第1条 HOTLUX会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。 第2条 HOTLUX会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2019年10月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全てHOTLUX会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス	会則における特則 法人月会費制会員は、会則に次の事項を追加いたします。 第1条 会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ①契約法人が本クラブを退会した場合は各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ②お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、必ず会員本人が、退職または脱退月の25日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。 ③代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人 の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。 第2条 会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ①契約法人が本クラブを退会したとき。 ②お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2018年4月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全て会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス

会則改定（マタニティ会則）新旧対比表

2019年8月1日
株式会社ティップネス

（新）マタニティ会則（2019.10.01改定）	（旧）マタニティ会則（2018.11.01改定）
第3条(入会資格･入会手続き) ①本スクールに入会の資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 (1)18歳以上かつ13週目以降の医師が正常な妊娠で健康であることを証明する妊婦で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。(但し、高校生は入会資格がありません。) (2)暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 (3)入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 (4)「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 (5)過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 (6)次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。 ②本スクールに入会を希望する方は、配偶者･父母･親権者のいずれかが連署の上入会手続きを行うものとします。この場合、連署した方は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うもとのとします。 ③本スクールの会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。 ④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、諸会費･諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第3条①(6)により再度入会資格を認めた方について、諸会費･諸料金の支払方法を指定する場合があります。	第3条(入会資格･入会手続き) ①本スクールに入会の資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 (1)18歳以上かつ13週目以降の医師が正常な妊娠で健康であることを証明する妊婦で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。(但し、高校生は入会資格がありません。) (2)暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 (3)入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 (4)「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 (5)過去に本クラブで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。 (6)次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・身体的障がい、傷病などにより施設を一人で利用できない方。 ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。 ②本スクールに入会を希望する方は、配偶者･父母･親権者のいずれかが連署の上入会手続きを行うものとします。この場合、連署した方は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うもとのとします。 ③本スクールの会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。 ④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、諸会費･諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第3条①(6)により再度入会資格を認めた方について、諸会費･諸料金の支払方法を指定する場合があります。
第20条(休館) ①本スクール・本クラブは、別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。 ②①の休館のほか本スクール・本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を臨時休館することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2)行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 ③予め予定されている休館は、原則2 週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。	第20条(休業) ①本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。 (1)気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2)行政指導、法令等重大な事由により、止む得ないと会社が判断したとき。 (3)入居している複合施設が休館するとき。 (4)館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 ②予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。 但し、①(1) および①(2) の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。
第21条(本スクール・本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃止・統合することがあります。 ①気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本スクール・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本スクールの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。	第21条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の閉鎖や廃止等が行なわれたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の施設を閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の閉鎖や廃止が行なわれた場合、会社はその旨を会員に通知し、施設利用の終了ないし本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。 第22条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ①気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ②経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
第22条(個人情報保護)　※条項番号の変更	第23条(個人情報保護)
第23条(会則の改定)　※条項番号の変更	第24条(会則の改定)
第24条(告知方法)　※条項番号の変更を含む 本会則の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ、会社のウェ ブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとし ます。	第25条(告知方法) 本会則の改定にあたっては、会員本人に通知するものとします。
附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。	附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。